福島県エネルギー政策検討会『幹事会』について

1 幹事会の目的

幹事会は、検討会に付議する事案の調整を行うとともに、電源 立地や同地域のあり方等についての県の考え方の取りまとめに関 する簡易な事項について協議調整する。(要綱第5条)

2 幹事会の改組

〇幹事会の目的である事案調整機能を強化するため、構成員に ついて改組を行う。

〇幹事会の構成員を、企画調整部長、生活環境部長、総務部政策監、企画調整部政策監、生活環境部政策監、保健福祉部政策 監、商工労働部政策監、農林水産部政策監、土木部政策監、出 納局次長、企業局次長、病院局次長、教育庁政策監、警察本部 総務監、文化スポーツ局次長、観光交流局次長、企画調整部次 長(地域づくり担当)、生活環境部次長(県民安全担当)、エ ネルギー課長、原子力安全対策課長とする。

〇幹事長に企画調整部長、副幹事長に生活環境部長をあてる。